

# (介護予防)小規模多機能型居宅介護施設たかしなの里 料金表

令和3年4月1日改定分

## 【基本サービス】介護保険給付のサービス分

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1(月額料金)	3,438 単位	34,380 円	3,438 円	6,876 円	10,314 円
要支援2(月額料金)	6,948 単位	69,480 円	6,948 円	13,896 円	20,844 円
要介護1(月額料金)	10,423 単位	104,230 円	10,423 円	20,846 円	31,269 円
要介護2(月額料金)	15,318 単位	153,180 円	15,318 円	30,636 円	45,954 円
要介護3(月額料金)	22,283 単位	222,830 円	22,283 円	44,566 円	66,849 円
要介護4(月額料金)	24,593 単位	245,930 円	24,593 円	49,186 円	73,779 円
要介護5(月額料金)	27,117 単位	271,170 円	27,117 円	54,234 円	81,351 円
要支援1(日割り料金)	113 単位	1,130 円	113 円	226 円	339 円
要支援2(日割り料金)	229 単位	2,290 円	229 円	458 円	687 円
要介護1(日割り料金)	343 単位	3,430 円	343 円	686 円	1,029 円
要介護2(日割り料金)	504 単位	5,040 円	504 円	1,008 円	1,512 円
要介護3(日割り料金)	733 単位	7,330 円	733 円	1,466 円	2,199 円
要介護4(日割り料金)	809 単位	8,090 円	809 円	1,618 円	2,427 円
要介護5(日割り料金)	892 単位	8,920 円	892 円	1,784 円	2,676 円

※ 中山間地域等小規模事業所加算・・・要支援者のみ所定単位数の10%を加算します。

※ 小規模多機能型居宅介護の基本利用料は、通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用(定額)です。契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※ 月途中に登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・登録終了日…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4月～9月末までの間、基本報酬に0.1%が上乗せとなります。

## 【利用された場合にかかる費用】法定給付外サービス分

食事代	朝食350円、昼食700円、夕食550円／1食
宿泊代	1,200円/1泊
その他	提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、そのご利用者が負担することが適当と認められる費用

## 【加算サービス】介護保険給付のサービス分

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
①初期加算/1日につき	30 単位	300 円	30 円	60 円	90 円
②認知症加算Ⅰ/1月につき	800 単位	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
②認知症加算Ⅱ/1月につき	500 単位	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
③看護職員配置加算Ⅰ/1月につき	900 単位	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
④看取り連携体制加算/1日につき	64 単位	640 円	64 円	128 円	192 円
⑤訪問体制強化加算/1月につき	1,000 単位	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
⑥総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000 単位	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
⑦生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき	100 単位	1,000 円	100 円	200 円	300 円
⑧口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/1回につき	20 単位	200 円	20 円	40 円	60 円
⑨科学的介護推進体制加算	40 単位	400 円	40 円	80 円	120 円
⑩サービス提供体制強化加算Ⅲ/1月につき	350 単位	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円

- ① 初期加算…利用開始した日から30日間は初期加算が追加されます。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
- ② 認知症加算…日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められるご利用者の場合に加算されます。主治医意見書に基づきます。
- ③ 看護職員配置加算(Ⅰ)…常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
- ④ 看取り連携体制加算…看護師による24時間の連絡体制の確保やあらかじめ看取り期における対応方針を定め、ご利用者又はそのご家族に対して説明し同意を得て看取り期の対応を行った場合の加算となります。
- ⑤ 訪問体制強化加算…訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、事業所における1月当たりの延べ訪問回数が200回以上である場合に加算されます。
- ⑥ 総合マネジメント体制強化加算…小規模多機能型居宅介護計画について、ご利用者の心身の状況やご家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しが行われているとともに、地域における活動への参加の機会が確保されている場合に加算されます。
- ⑦ 生活機能向上連携加算…ICTの活用等により、介護支援専門員が外部のリハビリテーション専門職等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画の作成を行い、外部のリハビリテーション専門職等と連携して計画に基づくサービスを行った場合に加算されます。
- ⑧ 口腔・栄養スクリーニング加算…利用開始時及び利用中6か月ごとにご利用者の口腔・栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合に加算されます。
- ⑨ 科学的介護推進体制加算…全利用者の心身に関する基本情報を、LIFEのデータベースに提供し、LIFEから得られるフィードバックを活用して小規模多機能型居宅介護計画を見直す場合に加算されます。
- ⑩ サービス提供体制強化加算…常勤の従業者を6割以上配置している場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に10.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数

- ※ 所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。
- ※ 介護職員処遇改善加算…介護職員と他業種との賃金格差をさらに縮め安定した雇用の場として成長していくための加算となります。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算…介護職員の処遇改善を図り、職員の定着化につなげる目的の加算となります。